

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(取引参加者の処分) 第37条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、当該各号に定める処分を行うことができる。 (1) ～ (5) (略) (6) 第23条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第47条第2項の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、<u>5億円</u>以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し (7) 第21条の規定による届出若しくは第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、<u>5億円</u>以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し <u>(8) 第46条第1項の規定による勧告後も改善が図られないと認められるときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し</u> <u>(9) 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人であって金融商品取引業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第42条において同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し</u>	(取引参加者の処分) 第37条 当取引所は、取引参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、当該各号に定める処分を行うことができる。 (1) ～ (5) (略) (6) 第23条の規定による検査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、同条の規定による報告若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき、又は第47条第2項の規定による調査を拒否し、妨げ若しくは忌避したときは、<u>1億円</u>以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し (7) 第21条の規定による届出若しくは第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をしたときは、<u>1億円</u>以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止又は取引資格の取消し (新設) <u>(8) 前各号のほか、取引参加者が法令（取引参加者が外国法人であって金融商品取引業者である場合には外国金融商品取引法令を含む。以下この条及び第42条において同じ。）、法令に基づいてする行政官庁の処分又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたときは、1億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当取引所の市場における有価証券の売買等若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消し</u>

(削る)

2 前項の場合において、当該処分が過怠金又は取引資格の取消し以外の処分であるときは、取締役会の決議によらずに当該処分を行うことができるものとする。

3 前2項の規定による処分において、過怠金の賦課と当該取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

(処分、処置又は措置の通知等)

第43条 当該取引所は、この章の規定（第42条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を取引参加者に対して行ったときは、その旨を各取引参加者に通知し、公表する。

2 (略)

(取引の信義則違反)

第45条 定款及びこの規程に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他当該取引所が規則により定める行為で、当該取引所の市場の運営にかんがみて、当該取引所の信用を失墜し、又は当該取引所若しくは当該取引所の取引参加者に対する信義に背反する行為をいう。

(1) ～ (3) (略)

(取引参加者に対する勧告)

第46条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当該取引所は、取引参加者が法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反し、よって当該取引所の信用を著しく失墜させたと認める場合には、当該取引参加者を審問のうえ、取締役会の決議により、5億円以下の過怠金、戒告、6か月以内の当該取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの処分を行うことができる。

3 前2項の場合において、当該処分が過怠金又は取引資格の取消し以外の処分であるときは、取締役会の決議によらずに当該処分を行うことができるものとする。

4 前各項の規定による処分において、過怠金の賦課と当該取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は戒告は、併科することができる。

(処分、処置又は措置の通知等)

第43条 当該取引所は、この章の規定（第42条の3を除く。）に基づき、処分、処置又は措置（有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）若しくは有価証券等清算取次ぎの委託の停止若しくは制限又は取引資格の取消しの措置に限る。）を取引参加者に対して行ったときは、各取引参加者にその旨を通知する。

2 (略)

(取引の信義則違反)

第45条 第37条第1項第8号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他当該取引所が規則により定める行為で、当該取引所の市場の運営にかんがみて、当該取引所の信用を失墜し、又は当該取引所若しくは当該取引所の取引参加者に対する信義に背反する行為をいう。

(1) ～ (3) (略)

(取引参加者に対する勧告)

第46条 (略)

2 当取引所は、<u>前項の勧告を行った場合において必要</u> <u>があると認めるときは、当該取引参加者に対し、その</u> <u>対応について報告を求めることができる。</u> 3 <u>当取引所は、第1項の勧告を行った場合において、</u> <u>特に投資者への注意喚起を要すると認めるときは、当</u> <u>該勧告を行った旨を各取引参加者に通知し、公表する</u> <u>ことができる。</u> 付 則 1 この改正規定は、令和7年6月20日から施行する。 2 改正後の第37条第1項第6号、第7号及び第9号の 規定は、施行日以後に生じている事由に基づく処分か ら適用する。 3 改正後の第37条第1項第8号の規定は、施行日以後に 行った勧告から適用する。 4 改正後の第46条第3項の規定は、施行日以後におけ る業務又は財産の状況について行う勧告から適用す る。	2 当取引所は前項の勧告を行った場合において必要が あると認めるときは、当該取引参加者に対し、その対 応について報告を求めることができる。 (新設)
---	--